

福山市特定健康診査業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、保険者が行う特定健康診査の実施について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 特定健康診査の対象となる者は、当該年度の4月1日において福山市国民健康保険被保険者で、かつ、特定健康診査を受診する日に同被保険者であつて、当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達するもの（75歳未満の者に限り、妊産婦、6か月以上入院している者、介護保険施設・障害者支援施設等への入所者その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は対象者としてすることができる。

(特定健康診査受診券)

第3条 市は、特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）を前条に規定する対象者に交付するものとする。

(回数等)

第4条 特定健康診査は、1会計年度につき、1回に限り受診することができるものとする。

(検査項目)

第5条 特定健康診査の実施項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 既往歴の調査

服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（質問票）を含む。

(2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

理学的検査（身体診察）

(3) 身長、体重及び腹囲の検査

ア 腹囲は、メタボリックシンドロームの診断基準に基づき、立位、軽呼気時、臍レベルで測定する。脂肪蓄積が著明で臍が下方に偏位している場合は、肋骨下縁と前上腸骨棘の中点の高さで測定する。

イ 腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準（BMIが20未満の者又はBMIが22未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した者）に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

ウ ア及びイの規定に関わらず、腹囲の測定は、内臓脂肪面積の測定に代えることがで

きる。

(4) BMIの測定

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$$

(5) 血圧の測定

測定回数は原則2回とし、その2回の測定値の平均とする。現場の状況に応じて、1回の測定でも可とする。

(6) 肝機能検査

AST (GOT)、ALT (GPT) 及び γ -GT (γ -GTP) を測定すること。

(7) 血中脂質検査

ア 空腹時中性脂肪、HDL コレステロール及び LDL コレステロールを測定すること。

イ 空腹時中性脂肪は、採血時間が絶食10時間以上経過していること。

ウ やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪（絶食10時間未満）による血中脂質検査を行うことを可とする。

エ 空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後に採血する場合には、LDL コレステロール量の検査に代えて、Non-HDL コレステロール量（総コレステロールからHDL コレステロールを除いたもの）の検査を行うことができる。この場合において、血中脂質検査におけるLDL コレステロール量の検査を行ったものとみなす。

(8) 血糖検査

ア 空腹時血糖又はHbA1c (NGSP 値) のいずれかを測定すること。

イ 空腹時血糖は、採血時間が絶食10時間以上経過している場合に実施し、空腹時血糖が測定できない場合はHbA1c (NGSP 値) を測定すること。

(9) 尿検査

ア 尿中の糖及び蛋白の有無を測定すること。

イ 生理中の女性及び腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者の場合は、検査不能という扱いも可能とする。

- 2 受診者の性別・年齢等を踏まえ、次の各号に規定する判断基準に該当する者のうち、詳細な健康診査が必要と医師が認める者については、前項の実施項目に加え、次に掲げる検査を実施する。

なお、実施する場合は、当該項目を実施する理由を明記し、判断した医師名を特定健康

診査受診結果通知表に付記する。

(1) 貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者に行う。

(2) 心電図検査（12誘導心電図）

当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧140mmHg以上若しくは拡張期血圧90mmHg以上又は問診等で不整脈が疑われる者に行う。

(3) 眼底検査

ア 当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が次の基準に該当した者に行う。ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ、血糖の検査結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖の検査項目についての基準に該当する者を含む。

血圧	収縮期140mmHg以上又は拡張期90mmHg以上
血糖	空腹時血糖値が126mg/dl以上、HbA1c（NGSP値）6.5%以上 又は随時血糖値が126mg/dl以上

イ 眼底検査の手技は「循環器病予防ハンドブック」（一般社団法人日本循環器病予防学会編）等を参考にする。

(4) 血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む。）

当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者に行う。

血圧	収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
血糖	空腹時血糖値が100mg/dl以上、HbA1c（NGSP値）5.6%以上 又は随時血糖値が100mg/dl以上

3 前2項の規定による特定健康診査の実施については、令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて（令和5年3月31日付け健発0331第4号・保発0331第6号 厚生労働省健康局長・保険局長連名 通知。令和5年11月16日一部改正（以下「健康・保険局長通知」という。））のとおりとする。

（追加検査項目）

第6条 特定健康診査受診者で、第5条第1項に掲げる検査項目以外に、次の検査項目を追

加項目として実施する。ただし、(1)～(3)については、第5条第2項で実施した場合、(4)については、第5条第1項で実施した場合は検査を行わないこととする。

(1) 貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）

(2) 12誘導心電図

(3) 血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む）

(4) HbA1c（NGSP 値）

(5) アルブミン、尿酸

（検査結果の判定・結果通知）

第7条 特定健康診査検査結果の判定に当たっては、健診検査項目の健診判定値を参考に、医師が総合的に判断し、「医師の所見欄」に「受診勧奨」その他検査結果を踏まえた所見を記入する。

2 特定健康診査実施機関（以下「健診実施機関」という。）は、メタボリックシンドローム判定欄に、いわゆる8学会基準に基づく（基準該当／予備群該当／非該当／判定不能）判定を明記する。

なお、特定保健指導区分欄（動機づけ支援・積極的支援）については、国民健康保険の保険者の共同処理を行う広島県国民健康保険団体連合会が記入する。

3 特定健康診査を受診した者への結果通知は、結果の見方等の情報提供もあわせ健診実施機関が行う。

（実施形態）

第8条 特定健康診査の実施形態は集団健診及び個別健診によるものとし、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第11号）に定められた委託基準を満たす者により実施するものとする。

（受診者の手続）

第9条 特定健康診査を受診しようとする者（以下「受診者」という。）は受診に際し、個別健診の場合は、希望する健診実施機関に直接申し込み受診し、集団健診の場合は、原則特定健康診査予定の1か月前までに市に申し込み、決められた日に受診するものとする。ただし、受付締切日前に定員に達した場合は当該健康診査の申込みを終了するものとする。

2 受診者は、特定健康診査の受診に際して「受診券」、「マイナ保険証又は資格確認書（以下「マイナ保険証等」という。）」を提示するとともに、受診券へ記載されている自

己負担額を健診実施機関に支払うものとする。

（健診実施機関の手続）

第10条 健診実施機関は、受診者の「受診券」及び「マイナ保険証等」を確認しなければならない。

2 保険者負担分については、健康診査単価から受診者負担金を差し引いた額を翌月5日まで（送付の期限が土日・祝日の場合は、その翌日）に広島県国民健康保険団体連合会へ請求するものとする。ただし、他の法令に基づく健康診査を同時に実施し、他の法令によって健康診査費用の支払が優先する場合は、健康診査単価から重複する検査項目の金額を控除した上で、受診者負担金を差し引いた額を広島県国民健康保険団体連合会へ請求するものとする。

（費用の支払）

第11条 毎月5日までに請求されたものについては、電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、広島県国民健康保険団体連合会が受理した日が6日から月末までの受理分は翌々月の末日）を基本として、市と広島県国民健康保険団体連合会との間で定める日に、指定された口座へ振り込むものとする。

（自己負担額）

第12条 第9条第2項に規定する特定健康診査の自己負担の額は、次のとおりとする。

（1）集団健診 無料

（2）個別健診 無料

（受診者の責務）

第13条 受診者は、特定健康診査結果に基づき自ら健康管理に努めるとともに、特定健康診査受診結果通知表を保管し、特定保健指導を利用する際及び次年度において特定健康診査を受診する際に当該通知表を持参するものとする。

なお、特定保健指導の対象となった場合は、積極的に保健指導を受け、生活習慣等の改善に努めなければならない。

（事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法）

第14条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく事業主健診及び他の制度で特定健康診査に相当する健康診査を受診した者のデータについては、本人からの収集を基本とする。ただし、本人からの申出があれば、健康診査実施義務者からのデータの収集について本人に代わり市が行うことができるものとする。

（記録の整備・保存）

第15条 健診実施機関は、健康・保険局長通知第三の5に規定する電子的標準様式により、広島県国民健康保険団体連合会へ安全かつ速やかに電磁的方式により特定健康診査結果を提出するものとする。

2 前項の規定により提出された特定健康診査のデータについては、広島県国民健康保険団体連合会が管理し、原則5年保存するものとする。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。ただし、第9条第2項中国民健康保険資格確認書の部分は、同年12月2日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、2024年（令和6年）12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に交付されている国民健康保険被保険者証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第119号）の規定による改正前の健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の規定により定められた当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。